

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府 省 庁 名 内閣府地方創生推進事務局
対象税目	個人住民税 <b>法人住民税</b> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充	
要望内容 (概要)	<p><b>【制度の概要】</b>          地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画における地方活力向上地域内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例制度を受けることができる。</p> <p>(1) 特定業務施設を取得等した場合における特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)          (2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p>(1) オフィス減税          取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対して、          ・ 移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除          ・ 拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除          ※取得価額が2,000万円以上(中小企業者の場合1,000万円以上)であることが要件</p> <p>(2) 雇用促進税制          ①地方事業所基準雇用者数に係る措置          特定業務施設における当期増加雇用者(注) ※1人あたり          (ア) 無期雇用かつフルタイムの新規雇用者          ⇒1人あたり60万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:30万円)          (イ) 他の事業所からの転勤者又は新規雇用者数の4割に達するまでの非正規雇用者          ⇒1人あたり50万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:20万円)          (ウ) 新規雇用者数の4割を超える部分の非正規の新規雇用者          ⇒1人あたり40万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:10万円)          (注) ただし、法人全体の増加雇用者数を上限          ②地方事業所特別基準雇用者数に係る措置(移転型事業の認定を受けた法人等のみ)          特定業務施設における当期増加雇用者1人あたり30万円の税額控除          ※②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了</p> <p><b>【要望の内容】</b>          東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制の延長及び拡充を図る。</p> <p>1 制度全体の拡充          企業が東京23区から地方へ本社機能に移転する場合(移転型事業)及び本社機能を拡充する場合(拡充型事業)について、雇用要件の緩和及び支援対象施設の拡充を行う。</p> <p>(1) 雇用要件の緩和          ①整備計画の認定要件          【現行】移転先施設等で従業員数が10人(中小5人)以上増加すること          【緩和】移転先施設等で従業員数が5人(中小2人)以上増加すること          ②雇用促進税制の適用要件          【現行】単年度において全事業所の雇用者数が5人(中小2人)以上増加すること          【緩和】現行の要件又は税制適用期間において、移転先等の特定業務施設の雇用者が5人(中小2人)以上増加することかつ単年度において全事業所の雇用者数が1人以上増加すること</p>	

- ③雇用促進税制の適用人数
  - 【現行】全事業所の雇用者増加数が上限
  - 【緩和】支援対象地域の全事業所の雇用者増加数が上限

- (2) 支援対象施設の拡充
  - 【現行】事務所、研究所、研修所
  - 【拡充】先端工場、物流拠点、職員住宅等を追加

2 移転事業の拡充

東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業について、要件の緩和及び支援対象外地域の見直しを行う。

(1) 要件の緩和

①対象区域

- 【現行】道府県内の一部に限定
- 【緩和】対象区域の限定を廃止

②移転先施設の従業員増加数

- 【現行】移転先施設の従業員の過半数が東京 23 区からの転勤者
- 【緩和】当該過半数を 1/4 に緩和

(2) 支援対象外地域の見直し

- 【現行】首都圏、中部圏、近畿圏
- 【緩和】中部圏、近畿圏を支援対象外地域から除外

関係条文 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第十条の四、第十条の五、第四十二条の十一の二、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二

減収見込額	[初年度] ▲1189.5 (▲220.5) [平年度] ▲1189.5 (▲220.5) [改正増減収額] - (単位：百万円)
-------	----------------------------------------------------------------------

要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中の是正及び地域経済の活性化を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国では、世界的に見ても空前の速度と規模で高齢化が進行しており、人口も平成 20 年をピークに減少局面に入っている。平成 28 年に他の地方都市圏に加え、大阪圏(大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県)や中部圏(愛知県、岐阜県及び三重県)においても転出超過(4 年連続)を記録する中で、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)は 11 万 8 千人の転入超過(21 年連続)を記録する等、東京一極集中が継続している。特に、東京圏への移動の大半は若年層であり、平成 28 年は 15 歳から 19 歳が 2 万 8 千人、20 歳から 24 歳が 6 万 9 千人で合わせて約 10 万人の転入超過となっている。一方、全国の地方公共団体の状況を見ると、東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市や県庁所在地などの中核的な都市である(転出超過上位 64 の地方公共団体で約 5 割)。こうした中、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、2020 年には東京圏からの転出者と、東京圏への転入数を均衡させることを基本目標として掲げているところであるが、実現には至っていない。</p> <p>東京一極集中の傾向が継続している理由は、地方において就職時期を控えた若年層の雇用や魅力ある「しごと」が不足していること、仕事と家庭生活(子育て・介護等)の両立や女性活躍の環境が整っていないとみられていること等が原因であると考えられる。このため、国においては、東京圏から地方への新たなひとの流れをつくることにより、特に若年層の東京圏への人口流出に歯止めをかけ東京一極集中を是正するために、政府関係機関の地方移転、プロフェッショナル人材の地方での活用促進、若者が地元企業等に就職した際の奨学金の返還支援、「生涯活躍のまち」の推進、地方創生インターンシップ事業等の取組を推進するとともに、地方創生推進交付金等により地方公共団体の取組を支援してきたところである。さらに、今後は、地方創生に資する大学改革として、地方大学の振興、東京の大学の学部・学科の新増設の抑制、地域イノベーションの創出等を目的とした研究機関等の地方移転、移住・定住の促進策を進めるに当たっての地方生活の魅力発信など、新たな取組を進めるとともに、合わせてこれまでの取組の深化等を図りながら東京一極集中の是正に向けて全力で取り組むこととしている。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>こうした中、本税制によって、地方において魅力ある事業環境を整備し、特に東京に過度に集積している本社機能を有する事務所等の東京圏以外の地方への移転を含む企業の地方拠点の強化を行うことによって、地方において良質な雇用の場を確保し、東京一極集中の流れを止める必要がある。平成 27 年 8 月に創設された本税制は、44 道府県において地域再生計画が作成され本税制を活用する環境が整備されており、平成 28 年度に雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用を可能とする拡充、平成 29 年度にはオフィス減税及び雇用促進税制の拡充等を行い、企業に地方拠点強化の推進を促してきたところである。平成 29 年 6 月末時点において、道府県による整備計画の認定件数は 172 件、雇用創出計画数が 8,631 人となっているが、依然として東京一極集中の傾向が継続している。</p> <p>このため、平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」や「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（骨太方針）において、「地方への多様な移転先や移転規模のニーズへの対応、従業員確保の円滑化等の観点から、東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に資する具体策について検討する」こととされており、今後も本制度が東京一極集中を是正する一翼を担うことが期待されている。また改正地域再生法附則第 3 条において施行後 3 年以内に本制度の検討を行うことも踏まえ、本制度の延長及び拡充を行う。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. 地域活性化の推進 ④ 地域再生計画の認定等
	政策の達成目標	平成 27 年 8 月から平成 32 年までの約 5 年間で、 ・ 本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加 ・ 地方拠点における雇用者数を 4 万人増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間の延長（平成 30 年 4 月から平成 32 年 3 月）
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	整備計画の認定状況(平成 29 年 6 月末) ・ 事業件数： 172 件 ・ 雇用創出人数： 8,631 人
有効性	要望の措置の適用見込み	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定件数 1500 件 そのうち、 ○オフィス減税の適用見込み ・ 適用件数 460 件 ・ 減収額 480 百万円 ○雇用促進税制の適用見込み ・ 適用件数 1,351 件 ・ 減収額 930 百万円
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	平成 27 年 8 月から平成 29 年 6 月末までに道府県が認定した整備計画の件数は 172 件、雇用創出数は 8,631 人であり、本税制の適用期間を 2 年間延長することによって、更に地方において雇用が創出されることが見込まれる。 また、東京一極集中を是正し企業の本社機能移転等の加速化を図るため、本制度の延長・拡充を行うことにより、企業の本社機能移転等をこれまで以上に喚起し、企業の本社機能の移転等を加速化させることによって、東京一極集中を是正し、もって地域経済の活性化を実現することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる施設整備や雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定している地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に対して、国が補助金を交付するよりも、自治体の地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的とより整合的である。 <税制適用が少ないが本制度を存置させる理由> 平成 29 年 6 月末までに企業の整備計画が 172 件認定されており、これらの企業においては税制を活用する予定であり、今後も更に税制を活用する企業数を増加することが見込まれるため。
ページ	1 — 4	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【平成 27 年度】※平成 27 年度「租税特別措置の適用実態調査」  ○オフィス減税(租特の条項：42 の 12、68 の 15 の 2)  ①適用件数：4 件 ②適用額：380,260 千円  ○雇用促進税制(租特の条項：42 の 12 の 2、68 の 15 の 3)  ①適用件数：7 件 ②適用額：3,778 千円  【平成 28 年度】※都道府県に対する実績調査による  ○オフィス減税(租特の条項：42 の 12、68 の 15 の 2)  ①適用件数：19 件 ②適用額：654.7 百万円  ○雇用促進税制(租特の条項：42 の 12 の 2、68 の 15 の 3)  ①適用件数：11 件(推計) ②適用額：42.6 百万円(推計) ※「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計  &lt;適用実績が僅少である理由&gt;  平成 27 年度における本税制の適用実績が僅少(オフィス減税 4 件、雇用促進税制 7 件)であった理由は、平成 27 年 8 月に創設された本税制のスキームが、①国において自治体の地域再生計画の認定を行った後に②都道府県が事業者の整備計画の認定を行うことになっていたため、スケジュール上、平成 27 年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったためである。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>平成 27 年 8 月から平成 29 年 6 月末までに道府県が認定した整備計画の件数は 172 件、雇用創出数は 8,631 人であり、そのうち本税制措置の適用実績は、平成 27 年度についてはスケジュール上の問題で僅少であったが、平成 28 年度についてはオフィス減税 654.7 百万円(19 件)、雇用促進税制 42.6 百万円(11 件)を見込んでおり、本税制措置の効果が確実に現れている。  平成 29 年度については、平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」や「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(骨太の方針)に基づき、企業の地方拠点強化を加速化させるために本制度の拡充及び延長を行い、これまで以上に地方における安定した良質な雇用の創出と経済の活性化を図ることを目指す。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 27 年から平成 32 年までの 5 年間において、  ・ 本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化件数を 7,500 件増加  ・ 地方拠点における雇用者数を 4 万人増加</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 32 年までの達成目標に対して、地域再生法施行から 2 年弱経過する中で、平成 29 年 6 月末における企業の整備計画の認定件数は 172 件、雇用創出人数は 8,631 人となっており、雇用面においては一定の成果を上げつつあるが、目標の達成に至っていない理由としては、企業の本社機能の移転等の実態への対応ができていなかったこと(移転・拡充等の規模、移転先、移転する人員等)や地方における人材・人手不足の加速により地方における事業環境がより厳しい状況となったことなどが考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○平成 27 年度税制改正  まち・ひと・しごと創生本部事務局からの要請により、地方における企業拠点の機能強化等のための措置として内閣府、経済産業省、厚生労働省の 3 府省で創設を要望。本件を含む地域再生法の改正法が平成 27 年 6 月 19 日に成立、平成 27 年 8 月 10 日施行。  ○平成 28 年度税制改正  地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう所用の調整措置を講ずる旨を、内閣府で要望。  ○平成 29 年度税制改正要望  設備投資減税の減税率について、移転型事業は 7%、拡充型事業は 4%(平成 27、28 年度と同水準)とし、質の高い雇用に対する優遇の拡充等、UIJ ターンの促進等に資する雇用促進税制の特例の拡充を要望。</p>
<p>ページ</p>	<p>1 — 5</p>